

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 日

各位

福井市 財政部 契約課
工事・会計管理部 技術管理課
企業局 上下水道経営部 経営管理課

余裕期間制度の試行にかかる留意事項について（通知）

令和 2 年度より実施している福井市余裕期間制度の試行にかかる留意事項については、下記のとおりとする。

記

1 手持ち工事件数の取り扱い

「条件付き一般競争入札実施要領」及び「福井市企業局条件付き一般競争入札実施要領」の第 5 条第 1 項第 3 号エにおいて定める手持ち工事件数について、余裕期間制度を適用した工事は、契約締結時から手持ち工事件数に含めることとする。

別紙イメージ図参考

2 工事の始期前の現場代理人及び監理技術者等の配置

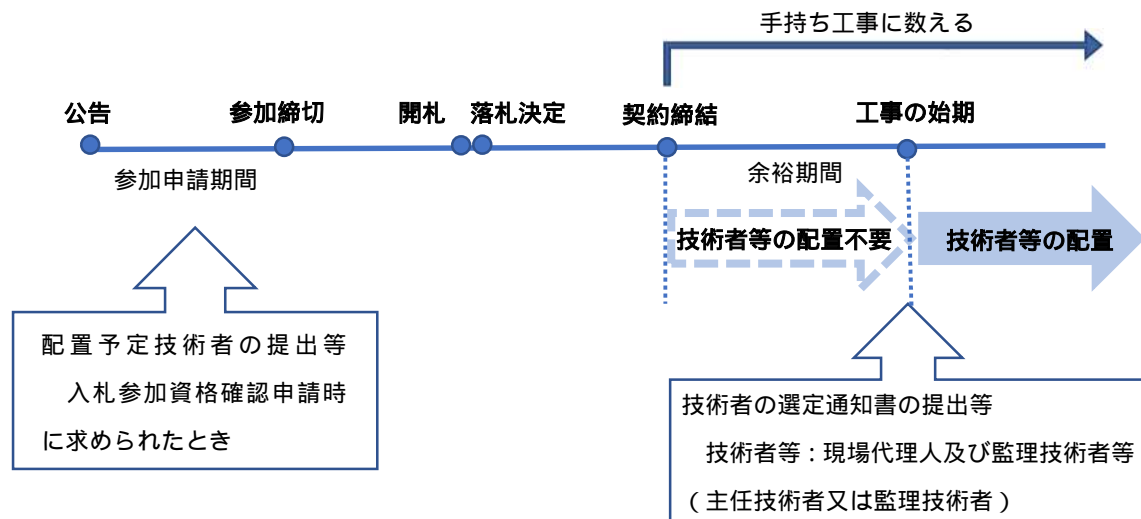
「福井市余裕期間制度（フレックス方式）試行要領」及び「福井市余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領」の第 5 条第 4 項において定めるとおり、契約締結時から工事の始期までは、現場代理人及び監理技術者等（主任技術者又は監理技術者）の配置を要しない。工事の始期からの配置を要する。

別紙イメージ図参考

3 経費の負担

「福井市余裕期間制度（フレックス方式）試行要領」及び「福井市余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領」の第 7 条において定めるとおり、余裕期間制度の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

参考 余裕期間制度における取り扱いについて（イメージ図）



工事の始期に配置予定技術者が配置できないとき

- ・ 開札前に判明...応札無効
- ・ 落札から契約までに判明...契約は締結しない。指名停止。

入札参加資格確認申請時に求められたとき